

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和33年5月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月19日から同年6月20日まで

私は、A事業所B工場からA事業所C工場に転勤し、その後、A事業所B工場に戻ってきた。

A事業所では継続して勤めており、厚生年金保険被保険者期間に1か月間の空白があるはずがないので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務し(昭和33年5月19日にA事業所C工場からA事業所B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B工場における昭和33年6月の社会保険事務所(当時)の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年5月21日から同年6月21日まで

私は、昭和39年5月21日にB事業所を退職し、同日付でA事業所に入社した。このことはB事業所とA事業所との間で取り交わされた従業員移籍に関する覚書の写し等から確認できるが、社会保険庁（当時）の記録では、A事業所における資格取得日が39年6月21日となっているので、当該記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB事業所とA事業所との間で取り交わされた従業員移籍に関する「覚書（写し）」、B事業所からの「解雇通知書」及び当該事業所が保管している申立人に係る「労働者名簿」、並びに申立人と同日（昭和39年5月21日）付でB事業所からA事業所へ移籍した同僚二人の供述から、申立人は39年5月21日付でB事業所からA事業所へ移籍し、申立期間において勤務していたことが認められる。

また、当該事業所が保管している「職歴書」において、申立人が昭和39年5月から厚生年金保険に加入していたとする記載が確認できる上、申立人が提出した「昭和40年度住民税特別徴収税額通知書」に記載されている社会保険料額から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、A事業所における申立人に係る昭和39年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、申立事業所が保管している申立人の社会保険台帳により、事業主が申立人の厚生年金保険の資格取得日を昭和39年6月21日と届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和30年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月29日から30年1月1日まで

私は、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していたが、申立期間当時、関連会社であるC事業所（現在は、D事業所）に転籍となった。当時は住み込みで両事業所に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の勤務状況を明確に記憶しており、C事業所の当時の同僚は、「申立人は、住み込みでA事業所及びC事業所に勤務していた。」と供述していることから判断して、申立人は、申立期間当時、A事業所からC事業所に転籍し、継続して勤務していたことが推認できる。

また、B事業所の回答及びD事業所の現事業主の供述から、申立期間当時、A事業所及びC事業所の事業主は同一人であり、両事業所は関連会社であったことが確認できる上、D事業所の現事業主は、「昭和30年ごろ、A事業所とC事業所の間で従業員の異動が何度もあった。住み込みで勤務していた者が両事業所間で異動した場合、勤務上の空白期間は無かった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、A事業所からC事業所への異動日については、申立人が同じ住み込みで一緒に勤務していたと記憶する同僚のA事業所での資格喪失日及びC事業所での資格取得日が昭和30年1月1日であることから、同年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における社会保険事務所（当時）の昭和29年11月の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年8月1日から31年9月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を30年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から28年6月1日まで
② 昭和30年5月12日から31年9月1日まで

申立期間①については、学校を卒業してすぐの昭和27年4月1日からB事業所で勤めており、申立期間②については、B事業所を退職後の30年5月12日から、A事業所が経営するC事業所で見習いとして勤めていた。いずれの期間も、入社当初から厚生年金保険料が給料から引かれていたのを記憶しているので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人が日記から書き写したとする職歴等の記録及び申立期間当時にC事業所で責任者であった上司の供述から判断すると、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが推認できる。

また、前述の責任者であった上司は、「申立人は、見習いとして雇い、3か月間の試用期間後に正社員にさせた。また、正社員になれば保険料は引かれているだろう。」と供述しており、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が申立期間当時に一緒に勤務し、昭和30年4月ごろから勤務していたと記憶する先輩の同僚は、入社から約3か月後の同年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A事業所は、申立人について、3か月間の試用期間後の昭和30年8月1日に厚生年金保険に加入させ、申立期間②のうち、同年8月から31年8月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和31年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間①については、申立人が日記から書き写したとする職歴等の記録及びB事業所で勤務していた同僚の供述から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、B事業所は昭和28年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人と同日にB事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「昭和25年ごろに入社したが、相当の期間、会社が厚生年金保険に加入していないのを当時から知っており、社長が団体の役員になった際に、厚生年金保険に加入したことを覚えている。申立期間当時は、従業員全員が厚生年金保険に加入していなかったはずである。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から8年3月まで

申立期間当時、私は学生であり、経済的余裕が無く国民年金の保険料納付について平成3年度及び4年度は免除申請をして認められたが、5年度からは免除が認められず、納付書が送られて来たが保険料を納付していなかった。

平成6年3月ごろ、滞納していた国民年金保険料の督促に集金人が来たので、母がほかの支払いのために用意していた生活費から、私と妹(学生)の二人分の平成5年度保険料を一括でその集金人に納付した。7年3月にも、同じ集金人が私と妹の二人分の滞納していた6年度保険料を集金に来たので一括で納付し、8年3月は私の7年度保険料のみを一括で納付したはずである。

前回の申立てでは、自宅に用意していた生活費から集金人に納付したと主張したが、生活費の出金元である父の金融機関の預金口座が判明し、3月に支給される期末手当の入金後に当該預金口座から20万円ほどを出金し、保険料に充当したことが分かったので、記録の訂正を再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A市町村が保管している国民年金保険料検認一覧表において、申立期間は未納と記録されており、これは社会保険庁(当時)のオンライン記録とも一致していること、申立人の母が平成5年度及び6年度の保険料と一緒に納付したとする申立人の妹も申立人同様に、同市町村の国民年金保険料検認一覧表において5年度及び6年度は未納と記録されており、社会保険庁のオンライン記録とも一致していること、申立期間の保険料を納付していたことを推認できる有力な証言や申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年7月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は新たな関連資料として、父の金融機関の預金口座番号を提示し、「申立期間当時、保険料の支出に充てた生活費を出金していた口座であり、当該口座から毎年3月に20万円ほどを出金していたはずである。」と主張しているが、当該金融機関に保管されている入出金明細書における出金状況を確認したところ、毎年3月に相当の金額を出金している記録があるものの、該当年度の年間保険料に見合う特徴的な出金傾向は見いだせず、申立期間の保険料納付に充当したとの申立人の主張を肯定できるものとはできない。その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

申立期間については、亡くなった両親がA市町村で国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後、B市町村役場で国民年金の手続をしたところ、A市町村での領収印が押された帳面を提出したが、B市町村役場で、この帳面は必要ないと言われたので捨ててしまったことを記憶している。

当該期間の納付記録がないのは納得がいかないのに記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については両親がA市町村で納付してくれていたと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、両親は既に亡くなっていることから、申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、結婚後、B市町村において国民年金の手続をした際、A市町村での領収印を押した帳面を提出したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年7月15日にA市町村で払い出されており、払出日からすると、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の両親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 521 (事案 421 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から49年3月まで
前回の申立てについては認められないとの通知文が届いたが、納得できない。未納となっている期間につき、当時の集金人や公務員に不祥事がなかったかそこまで調査した上で、納付記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では時効により納付できない期間であること、国民年金保険料を納付してもらっていたと主張する申立人の母及び兄についても、申立期間当時、国民年金に未加入と記録されているなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年7月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間当時の集金人や公務員の不正を調査してほしいと主張するのみで、当該不正に関する新たな資料等の提出は無い上、記録を再確認しても不正があったことをうかがわせる事情も見当たらない。これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から53年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から53年4月まで

申立期間について、私は自営業を営んでおり、その間、経理事務を担当していた妻が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。未加入になっているのは記録漏れだと思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年7月20日に夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、この払出日以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人が加入手続及び保険料納付を行ってくれたと主張する申立人の妻も他界しているため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は明らかでないこと等から、既に当委員会の決定に基づき平成21年6月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等を提出しておらず、自営業を営んでいる時期に経理事務を担当していた申立人の妻が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであると再度主張している。

そこで、今回の申立てを踏まえ、前回の調査に加えて、オンライン記録で別の読み方による氏名検索を行ったものの、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 1 日から 9 年 8 月 2 日まで
A事業所における平成 8 年 11 月から 9 年 8 月までの役員報酬月額は約 40 万円であったにもかかわらず、各月の標準報酬月額が 11 万円となっているので、申立期間における標準報酬月額の記録訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA事業所における申立人に係る平成 8 年 11 月から 9 年 8 月までの各月の標準報酬月額が、厚生年金保険被保険者資格喪失処理日である 9 年 8 月 12 日付けで、「健康保険厚生年金保険被保険者月額変更届」により 41 万円から 11 万円に減額処理されていることがオンライン記録から確認できるが、この処理について、社会保険事務所（当時）が事業主の同意を得ず、勝手に記録訂正等を行ったと認められる事実は確認できない。

また、当該記録から、申立期間当時の他の取締役及び従業員全員の標準報酬月額について、訂正が行われた事実は確認できない。

さらに、当該事業所の関与税理士は、「申立事業所について、税務関係のみの関与であり、社会保険の事務手続はすべて申立事業所で行っていた。」と供述しており、また、当該事業所の社会保険事務担当者は、「申立事業所は、手形不渡りにより平成 9 年 8 月上旬ごろ倒産したが、申立人の申立てに係る月額変更届については不明である。」旨供述していることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

以上の状況に加え、申立人が、「平成 9 年 8 月以降、取締役の一人に代表取締役の業務をすべて一任し、代表取締役の印鑑を預けた。」と供述していることから判断すると、この取締役が当該月額変更届を社会保険事務所（当時）に提出し、当該減額処理が行われたと推認できる。

その上、申立人が主張する標準報酬月額に基づいて厚生年金保険料を控除したことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月2日から同年4月1日まで
厚生年金保険の記録を確認すると、A事業所に勤務していた平成16年1月から同年3月までの厚生年金保険の標準報酬月額が22万円と記録されているが、この期間の給与支給額が31万円から36万円あったので、標準報酬月額の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している申立人の賃金台帳から、申立人の主張どおり平成16年1月から3月までの各月の給与支給額が31万円から36万円であることが確認できる。

しかしながら、当該事業所が保管している「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」を見ると、申立人の平成16年1月からの報酬月額が21万6,355円と記載され、これにより標準報酬月額が22万円と決定されたと認められ、この標準報酬月額はオンライン記録による標準報酬月額と一致する。

また、当該事業所は厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であると回答しており、平成16年1月及び同年2月の保険料（月額：1万4,938円）はそれぞれの翌月の給与から控除されていることが上記賃金台帳により確認でき、オンライン記録にある申立人に係る標準報酬月額を基に計算した16年1月及び同年2月の厚生年金保険の保険料額と一致する。

なお、平成16年4月の上記賃金台帳には控除されるべき同年3月の厚生年金保険料額が記載されていないが、このことについて当該事業所は不明としている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。